

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第28号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657、FAX 233-2244

攻めの求釈明、富山の裁判所を動かす

富山訴訟弁護団事務局長 坂本 義夫

富山訴訟は北陸電力に対して志賀原発の運転差止を求める訴訟ではありません。北陸電力の取締役に対して志賀原発の運転差止と運転のための準備行為の差止を求める訴訟です。

取締役は会社の利益を最大限追求し、会社に損害を与えないようにする注意義務を負っています。福島第一原発事故を経験した今日では、志賀原発の運転や運転のための準備活動は北陸電力に回復しがたい損害を与えるおそれがあります。

そこで、会社の所有者的地位にある株主（原告）らが、代表取締役らに対し、それらの行為をやめるよう求めているのです。



《被告らの注意義務》

原告らは、2020年11月30日付の第9準備書面で、被告ら取締役の注意義務を以下のとおり12項目に分けて詳細に主張しました。

(1) 福島第一原発事故の原因分析と志賀原発での対策義務

福島第一原発では地震動で電源盤や重要配管が壊れた可能性が指摘されているため、①地震動により破損した可能性がないかどうかを十分に分析し、②志賀原発でも同様の事故が発生しないかどうかを検証し、③同様の事故を発生させないための対策を講じるべき注意義務がある。

(2) 志賀原発での事故の想定と被害予測検証義務

福島第一原発事故は人、物、地域、環境に甚大な被害を与えたから、①本件原発でもどのような過酷事故が発生する可能性があるのかを想定・分析し、②想定した事故ごとに、放射性物質の飛散、住民の避難、地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害などを検証するべき注意義務がある。

(3) 重大事故の発生確率検討義務

ひとたび事故が起きると破綻^{はたん}確実なレベルの損害が発生するから、重大事故の発生確率を検討する義務がある。

(4) 他の原発の事故リスク検討義務

【金沢訴訟第32回口頭弁論】

- ◇期日 2月4日(木)午後2時～
- ◇会場 金沢地裁⇒北陸会館(報告集会)

【富山訴訟第5回口頭弁論】

- ◇期日 3月22日(月)午後3時～
- ◇会場 富山地裁⇒富山弁護士会館(報告集会)

福島第一原発事故により、原発を保有する全ての電力会社の評価が下がり、株式が大幅に値下がりした。すなわち、他の電力会社の原発事故が北陸電力の評価を下げた。よって、他の電力会社の原発の事故リスクとそれが北陸電力に与える影響を検討する義務がある。

(5) 敷地内断層の活動性検証義務

志賀原発の敷地内に活断層であることを否定できない断層があるのだから、志賀原発敷地内の断層が活動性のない断層であることを確認する義務がある。

(6) 使用済核燃料の危険性除去対策義務

福島第一原発では使用済核燃料の冷却機能を失い、建屋爆発によって燃料プールが露出したのだから、志賀原発でも使用済核燃料プールに生じる危険性を調査し、その危険性を除去するための対策を講じる義務がある。

(7) 再稼働と撤退の損益予測検討義務

原発再稼働に要する費用が増大しているため、原発に要する費用・コストについて様々な場合を想定し、原発再稼働をやめるべきとする情報や社外の専門家、公的機関等の意見などの客観的・専門的な資料に基づき、再稼働する場合や撤退する場合の損益予測を厳密に検討する義務を負う。

(8) 使用済核燃料の処理等にかかる費用検討義務

使用済核燃料の再処理の^{めど}目処がたたない以上、再処理工場が計画通りに稼働しない場合や、稼働しても使用済核燃料の受け入れを断られる場合、志賀原発の核燃料プールの容量が上限に達する場合を想定し、その対処方法およびその場合の費用について具体的に検討する義務がある。

(9) 安全対策費の検討義務

安全対策費は数千億円規模となる可能性があるため、損益予測の前提となるおおよその金額について具体的な根拠資料に基づいて検討する義務を負う。

(10) 再生可能エネルギーの動向を踏まえた再稼働必要性検討義務

再生可能エネルギーは規模が拡大し、ますます安価となっている。原子力以外の電源の特性や内外のエネルギー動向などを踏まえ、再稼働の必要性を厳格に検討する義務がある。

(11) 水力など他発電の検討義務

北陸電力は水力発電の割合が多く、水力発電量の拡大目標も掲げられているから、北陸電力における原子力以外の電源の稼働状況やその特性などを踏まえて、再稼働の必要性を厳格に検討する義務がある。

(12) 国民の生命・健康・財産・環境の配慮義務

原子力発電を行う北陸電力は、国民の生命、健康および財産並びに社会環境にも十分配慮した上で、原発の再稼働の是非を判断する義務を負う。

《求釈明》

そしてこれらの注意義務を果たしているかどうかを検証するため、原告らは上記注意義務ごとに、「いつ、どのような資料を基に、どのような議論をし、どう結論づけたのか」といった事項を明らかにするよう、被告らに求めました（これを「求釈明」といいます）。

《裁判所も関心を示す》

これに対し裁判所は、12月9日の口頭弁論期日で、1～3と5（事故に関する注意義務）に関心があると述べました。そして被告らに対し、それらについて注意義務があるかどうかの回答と、原告らの求釈明への回答を行うよう求めました。原告らが被告らの注意義務を詳細に論じたことが、裁判所を動かしたのです。稼動コストや他の発電方法との比較論に言及しなかったのは残念ですが、原発事故のリスクに関心をもったことはとても重要です。

《被告らは逃げずに求釈明に答えよ》

北陸電力は福島第一原発事故のわずか1か月後、事故原因も損害規模も全く分からなかったにも関わらず、志賀原発の再稼働を決定しました。被告らが注意義務を尽くさなかったのは明らかです。被告らは、自らの行為を省みて、求釈明に真摯に答えなければなりません。



次世代に大きな負債 できることは？

原告 浅田 正文

新型コロナが蔓延^{まんえん}し、怯^{おび}えている世の中。コロナに罹^{かか}り近所から白い目で見られて引越したという話を聞く。色が無く、臭いも無く、見えないものの恐怖！これと同じことを10年前に原発事故の被害者は経験した。

福島ナンバーのクルマには給油拒否、避難先での差別、子供のいじめ・差別などなど。3月11日に原発事故から11年目を迎える。再びフクシマを起こしてはならないという願いをこめて、この間のことを振り返ってみたい。

■避難生活の始まり

原発事故の翌日に金沢の知人を頼って避難した私たち夫婦は<知人宅に居候>⇒<金沢市営住宅>⇒<市中の一軒家>⇒<郊外に畑を借りその近くの一軒家>と4ヶ所で生活しているが、これは少ない方である。小さな子供、小中学生のいる家庭の苦難は計り知れない。

東京にいた時には原発は他人事であり、福島に移住して初めて原発が我が家から25kmの場所だと知った。原発が危険だと知るようになって市民活動に参加し、福島第一原発1号機が2011年3月26日に稼働40年の寿命を迎えるにあたって企画されたシンポジウム「ハイロ・アクション」の実行委員会に加わってきたが、原発事故直後にメンバーは全国へ散った。

3月12日、1号機爆発で避難指示が出て、知人を頼り翌日金沢着。居候^{いそろう}が始まり、暇つぶしの兼六園で長靴から立ち登る冷気が身も心も突き刺す。親切にされても居候は双方にとって限度がある。その後市営住宅に仮入居でき、風呂・ガス台などが整い毛布も1人当たり2枚いただく。一方茶碗など生活用品が全くなく、初めて「避難者なんだなあ〜」と感^{わび}じ^{あふ}侘しさが溢れる。その侘しさを市役所・団体からのコンサート招待、催し物や文化施設の無料パスなどが和らげてくれた。その後の経緯は略すが、数々の親切に心から感謝。

■与えられた使命ともいえる脱原発活動

話は戻るが、全国に散った「ハイロ・アクション」メンバーが、避難先で全国一斉に記者会

見を行うとの連絡を受けた。困った。だが幸いにも石川県の脱原発市民活動メンバーと出会い、記者会見を実現（2011年3月25日）。それをきっかけに講演依頼などを1週間に数回受けるようになった。現在は年に数回であり、時の流れと風化を思う。

原告・サポーターの情報共有と意見交換を!

メーリングリストに参加しませんか?

原告団ホームページの「メッセージ」を開いて「ML希望」と記載、「お名前」と「メールアドレス」を入力して送信するだけで登録できます。

背を押されるように株主運動と原発裁判を活動の柱に据えていたら、いつからか「活動家」と言われ始めた。（私が活動家？）大飯原発3、4号機運転差止訴訟（福井地裁）と志賀原発廃炉訴訟（金沢地裁）などで原告として意見陳述に立つ。大飯訴訟判決（2014年5月21日）で樋口裁判長は人格権などの理由から運転を差止めた。その後、被告・関西電力が控訴し名古屋高裁金沢支部が逆転判決、上告を涙をのんで断念。

金沢地裁の志賀訴訟は「原発直下の断層が活断層かどうか規制委の判断が出るまで待つ」として審理がストップ状態だ。司法の責任を放棄。一方昨年12月4日、大飯3、4号機の設置許可取消行政訴訟で大阪地裁は許可取消しを命じた。国策に^{そんたく}忖度する判決が多い中で、ほんの少しずつだが司法の変化の流れが出てきているとも感じる。

福井地裁の私の意見陳述で3人の小学生の作文を引用したので、その要旨を記す。

①小学校4年生T君（10歳）は、2012年1月横浜で開催された「脱原発世界会議」開会式で「大切なのは、僕たちの命ですか、それともお金ですか」と訴えた。②S君（11歳）は大飯原発再稼働の動きに反対し、その理由を「被ばくするという悲惨な経験を、大飯原発がある福井県おおい町などの人たちにはさせたくないということです」と福島民報に投書（2012年7月）。③M君は「…地震やつ波や原発事こで、なくなった人やけがをした人がたくさんいます。その人達のためにも、この経験をむだにしてはいけないと思います。…（中略）…この震災はこれからもっともっとよりよい地球になるためにおきたことだと信じています。だから、ぼく達は、震災の経験をむだにせず、未来に向かって、ぼく達の手でよりよい地球をつくりだしていかなければならないと思います」（「作文と教育」2012年11月）

次世代に大きな負債を残してしまった。私たちにできることは？

年頭カンパのお願い

例年とは違う新年をお迎えのことと存じます。

師走までは、政府の無為無策のまま、コロナ禍の中で厳しい1年が閉じるのも無念だなと思っていました。

ところが12月4日、大阪地裁での大飯原発訴訟の判決を聞いて、明るい兆しを感じました。最大の焦点だった「基準地震動」について、「原子力規制委員会の判断に看過しがたい過誤、欠落がある」と強い言葉で規制委を指弾し、原発の設置許可を取消しました。高裁、最高裁と先があり楽観は許されませんが、気持の上で勇気づけられます。

富山訴訟（12/9）の報告を載せたかったので、ニュースの発行が遅れました。年頭から心苦しいのですが、カンパをお願いする次第です。金額はいくらでも結構です。お手数ですが、同封の「払込取扱票」で郵便局から送金をお願いします。（堂下 健一）